

いなぎFree Wi-Fi環境整備促進事業補助金交付要綱

平成30年4月1日

市民部長決裁

(趣旨等)

第1条 この要綱は、観光の推進、市民生活の向上及び市を訪れる方の利便性の向上に繋げることを目的として、市民及び来訪者が無料で利用できる株式会社多摩テレビ（以下「多摩テレビ」という。）の地域BWAを活用したインターネットサービス（以下「TTV ワイヤレス」という。）による「いなぎ Free Wi-Fi」の新設を行う者に対し、予算の範囲内でいなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金（以下「Free Wi-Fi 補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 Free Wi-Fi 補助金の交付については、稲城市補助金等交付規則（昭和40年稲城市規則第69号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、第7条第1項の交付申請があった Free Wi-Fi 補助金について適用する。

(補助対象者の要件)

第3条 Free Wi-Fi 補助金の補助対象者は、稲城市（以下「市」という。）の区域内において商店、飲食店、レクリエーション施設、宿泊施設等を営む個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及びこれに類する営業を営むもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等の規程に反するもの
- (4) 市税を滞納しているもの
- (5) 補助を受けようとする事業に関して、Free Wi-Fi 補助金以外の補助金を受けているもの

- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、当該団体の役員が同条第6号に掲げる暴力団員である団体及びこれらの利益となる活動を行うもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象施設として適当でないと市長が認めるもの
- （補助対象事業の要件）

第4条 Free Wi-Fi 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、多摩テレビと契約を締結し、TTV ワイヤレスを市の区域内に新設する事業とする。

2 新設を行う場合、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 共通 SSID（Inagi_Free_Wi-Fi_1 及び Inagi_Free_Wi-Fi_2）を使用すること。
- (2) ホームルーターを設置する施設に市長が指定するポスターを掲示すること。
- (3) 利用者に無料で Wi-Fi 接続環境を提供すること。
- (4) 不特定多数が利用できるエリアにホームルーターを設置すること。
- (5) 無線 LAN 利用可能端末（スマートフォン、タブレット等）が全て接続できる回線を設置すること。
- (6) 来訪者の通信の用に供すること。

3 違法又は有害な Web サイトのフィルタリングは、市内公共施設と同様の設定とする。

（事業の実施期間）

第5条 補助対象経費の対象となる事業の実施期間は、毎年5月1日から翌年1月31日までとする。

（補助対象経費）

第6条 Free Wi-Fi 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業を実施するために支弁した次に掲げる経費のうち、市が必要と認める経費とする。

- (1) 新設の場合（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 多摩テレビへの事務手数料 上限 3,300 円

イ 多摩テレビの TTV ワイヤレスを利用する際の通信料 12 か月分 上限 29,760 円 (月々 2,480 円×12 月)

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
(補助金の交付申請)

第 7 条 Free Wi-Fi 補助金の交付を受けようとする者は、いなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付申請書 (様式第 1 号) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
(2) 申請者の直近の法人市民税又は個人市民税に関する納税証明書
(3) 施設等の場所を示した位置図
(4) ホームルーターの設置予定箇所を示した平面図
(5) 誓約書 (様式第 2 号)
(6) 同意書 (様式第 3 号)
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、Free Wi-Fi 補助金の交付申請額の合計が予算において定められた額の上限に達し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項の交付申請の受付を終了するものとする。

3 第 1 項の申請を行った者は、市長から、Free Wi-Fi 補助金の交付に係る審査を行う上で必要な照会又は資料等の提出要請を受けたときは、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかにその諾否を決定し、当該申請した者に対し、その決定の内容をいなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付決定通知書 (様式第 4 号) 又はいなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金不交付決定通知書 (様式第 5 号) により通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第 9 条 前条の規定により被交付決定者は、補助対象事業の内容 (ホームルーターの設置時期、整備予定箇所、申請者等) の変更又は中止をしようとするときは、速やかにいなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付 (変更/中止) 承認申請書 (様式第 6 号) を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定によるいなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付（変更/中止）承認申請書を受領したときは、その内容を精査し、これを適正と認めるときは、いなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付（変更/中止）決定通知書（様式第7号）により、速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の申請があった場合において、当該変更に基づいて算出した Free Wi-Fi 補助金の額と他の交付申請額の合計が予算において定められた額の上限に達し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該変更に起因する限り、Free Wi-Fi 補助金の交付額の増額は認めないものとする。

（報告、検査及び指示）

第10条 市長は、補助事業を適正に実施させるため必要があると認めるときは、被交付決定者に対し補助事業に関する報告を求め、職員を通して書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させ、又は他の必要な指示をすることができる。

（実績報告）

第11条 被交付決定者は、ホームルーターが納品されたときは、初回の請求書が到達後、速やかにいなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 初回の請求への支払を証明できる書類（領収書の写し等）

(2) 契約書の写し又は契約に関する申込書面の写し

(3) ホームルーターを設置したことを疎明する書類（設置箇所を示した平面図、設置後の写真等）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

2 被交付決定者は、市長から、実績報告に係る審査を行う上で必要な照会又は資料等の提出の要請を受けたときは、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

（補助金交付額の確定及び支払）

第12条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは Free Wi-Fi 補助金の額を確定し、いなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により当該確定した額を被交付決定者に通知するものとする。

2 被交付決定者は、Free Wi-Fi 補助金の交付を受けようとするときは、前項の通知書を受領後速やかに、いなぎ Free Wi-Fi 環境整備促進事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該提出の翌日から 30 日以内に、Free Wi-Fi 補助金を支払うものとする。

（管理等）

第 13 条 Free Wi-Fi 補助金の交付を受けた者は、補助事業により設置し、又は効用の増した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 Free Wi-Fi 補助金の交付を受けた者は、補助事業により設置した機器に関し、管理台帳を設け、その管理状況を明らかにするものとする。この場合において、事業が終了した日の属する会計年度の終了後 5 年間は、事業内容や経理関係の資料を整備し、市長から照会又は資料の提出要請を受けた場合、これに対して速やかに回答又は提出を行うものとする。

3 ホームルーターは、設置箇所から動かさないこと。

（設備処分の制限）

第 14 条 Free Wi-Fi 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して 1 年を経過するまでの間は、ホームルーターを処分（他の用途に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けることをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 Free Wi-Fi 補助金の交付を受けた者は、補助事業により設置した機器を処分したことにより収入が発生した場合は、補助金交付額の範囲内で、当該収入に相当する額を還付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 15 条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定後に、補助対象外となる事実が判明したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 被交付決定者は、ホームルーター設置後1年未満で解約を行う場合、既交付分の通信料12か月分の補助金のうち、解約日が属する月の翌月以降の補助金については、市長が指定する方法により返還するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、産業文化スポーツ部長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。